

給水装置工事施行指針の主な改正項目一覧表

No	改訂内容	新指針ページ
1	法令の改正により，厚生労働省から国土交通省に変更した。	I-1-2 II-1-2 V-4-3 V-4-10 V-4-12
2	敷地設定を変更した結果，使用しない既設管が残置された場合でも，変更後の敷地と事実上同一敷地と判断される場合は，既存給水取出しが撤去の対象となることを明示した。	II-8-1
3	権利放棄により局で給水管の撤去をする場合に，撤去の時期については局の判断によることを明示した。	II-8-4
4	他の埋設管との離隔が30cmとれない場合に，ゴムシートまたはゴム板で給水管を防護することを追記した。	III-4-13
5	水道用ポリエチレン二層管の曲げ半径の単位誤り。mmからcmに改正した。	III-4-14
6	図面作成時に，部屋の境界を太字にすることを明示した。	IV-1-2
7	本管から工事場所までの間に他の埋設管がある場合は，露出の有無に関わらず，平面図および立面図に管区分（電気・ガス・下水），口径，土被りを記載するよう明示した。	IV-1-2 IV-1-6 IV-1-7
8	立面図で，水栓の立ち上がりの高さも表記するよう明示した。	IV-1-7
9	連合給水管や貯水槽以下式の場合でも，各専用部分の工事を行う場合はそれぞれ工事申込みが必要であることを明示した。	V-3-1
10	「共用している主たる給水管以外の部分(共同住宅の各メーター部分以降等の個別箇所)」の文言を「連合管の個別箇所」に改正した。	V-3-2
11	3階建て未満でも，条件に該当すれば3階直結判定の事前協議の対象になることを明示した。	V-4-28
12	貯水槽以下式から直結給水に切り替える際の検査項目を明示した。	V-4-32
13	第5条第3項の確約書の要件から「受任者」を削除した。	V-4-38
14	舗装先行で敷設した管の撤去が必要な条件の文言を改正した。	V-4-38
15	「標示杭」の漢字を改正した。	V-4-39 様式第29号
16	給水装置工事受付チェックリストの記載項目を追加した。	様式第1号
17	穿孔の際，排水をバケツで受けている写真に加え，穿孔コア部分（穿孔機についたままで良い）の写真を撮影することを明示した。	様式第4号－1
18	給水管の維持管理に係る確約書の記載項目を追加した。	様式第8号
19	井戸切替の確約事項を改正した。	様式第10号－1
20	舗装先行確約書の記載項目を改正した。	様式第24号－1，2
21	給水装置(舗装先行)工事設計書の「品名」を「材料品名」に改正した。	様式第25号－1

22	平面図の備考欄に注意事項を明示した。	様式第25号 - 3
23	施工票作成例を追加した。	
24	配水管水圧測定依頼書, 3階直結判定に係る協議願い, 直結増圧給水に係る協議願い, 貯水槽式給水に係る協議願いの「事業者名」を「工事申込予定者」に変更した。	様式第33～ 36号